

学生ボランティア促進業務 仕様書

1 概要

(1) 委託業務名 学生ボランティア促進業務

(2) 業務目的

若者（特に15歳～24歳の年齢層）のボランティア行動者率を高めるために、新たに、学生ボランティアコーディネーターとして「地域おこし協力隊員」（以下「隊員」という。）を委嘱し、その活動を通じて特に学生のボランティア活動を促進するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを行う。

参考：福井県県民社会貢献活動推進計画（令和5年3月策定）

目標値：ボランティア行動者率（R9）（15歳～24歳）21.0%

実績： " (R3)（"）5.5%（全国最下位）

 " (H28)（"）18.9%（全国36位）

2 業務内容

(1) 隊員の選定

受注者は、次の要件をすべて満たす者を選定し福井県に提案すること。企画提案書の提出とあわせて候補者を提案することが望ましいが、困難な場合は令和8年5月8日（金）までに提案を行うこと。

ア 総務省『地域おこし協力隊推進要綱』の第3（1）④に規定する地域要件を満たすことができる者

イ 令和8年4月1日時点で満18歳以上の者

ウ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

エ （5）に記載する業務を遂行するにあたり、若者を対象とした教育活動等の分野における専門的なスキルや豊富な経験を有する者であること

(2) 隊員の雇用

ア 受注者は、（1）の提案を受けて福井県が隊員として委嘱した者を雇用すること。委嘱期間は、委嘱日から最長で3年とする。なお、委嘱にあたり福井県と隊員には雇用・契約関係は生じない。

イ 雇用する隊員は1人とする。

ウ 隊員の活動期間は委嘱日から当該年度の末日までとする。

エ 隊員の活動日は、月16日程度を基準とする。

オ 本業務に係る人件費は月額333,000円（諸手当を含む）を上限とする。

※『地域おこし協力隊推進要綱』に規定する専門高度人材（特定分野の専門的スキルおよび豊富な社会人経験を有する者）として通常よりも報酬を嵩上げ

(3) 隊員の執務環境整備

執務環境、電話・インターネット等の通信環境ならびに関連情報の提供を適切に行うこと。

(4) 隊員の活動支援

ア 隊員の活動を支援するにあたり責任者を配置すること

イ 隊員の住環境確保に向けた支援を行うこと

ウ 業務に関連する関係者を隊員に紹介するなどネットワーク構築を支援すること

エ 隊員の活動にあたり適時助言を行うこと

オ 原則、隊員と1カ月に1回程度の面談を行い、進捗確認や生活上の相談等に対応すること。

(5) 隊員の活動内容

福井県と連携しながら学生のボランティア活動を促進するための以下の業務を行う。

ア 学生を対象としたボランティア活動プログラムやボランティア啓発イベントの主催または共催（年10回程度）

・実施にあたり各回15名程度、全体で150名程度の参加者を募ること

※人数は目安であり増減があっても構わない

・活動プログラムについては、地域ニーズや受入団体の意向などを踏まえて実施すること

イ 広告・チラシ・SNS等によるボランティアの魅力につながる以下の内容の情報発信（月1回以上）

・ボランティア活動プログラムやボランティア啓発イベント等の告知

・ボランティア活動プログラムやボランティア啓発イベント等の活動紹介

・学生ボランティアサポーターの活動紹介

・その他、ボランティアの魅力発信につながる内容の発信

※SNSは福井県の専用アカウントを運用。その他の媒体選定にあたっては学生に訴求力が強いものを適時選定すること

ウ 学生ボランティアサポーター（以下「サポーター」という。）制度の運営および隊員とサポーターの情報共有を目的とする（仮称）「学生ボランティア推進ネットワーク会議」の開催

- ・サポーターは隊員の推薦を受けて福井県が委嘱する（8人程度）
- ・サポーターは、隊員と連携して以下の活動に取り組む
 - ①ボランティア活動の魅力向上に繋がる情報発信
 - ②ボランティア情報の収集・発信
 - ③ボランティア活動の促進につながるイベント等の実施
 - ④学生ボランティア推進ネットワーク会議への参加
 - ⑤その他、ボランティアの促進につながる活動
- ・隊員は、学生ボランティア推進ネットワーク会議を毎月開催するとともに、サポーターの活動を月次報告書に取りまとめ福井県に報告すること

エ その他、ボランティア活動の促進に関する業務

(6) その他

- ・隊員の業務管理を含む事業全体の総括を行うこと。
 - ・事業開始時に隊員の年度活動計画を県と協議して作成するとともに、事業終了後には速やかに隊員の年度活動報告書を県に提出すること。
 - ・月初に隊員の月次活動計画書を県と協議して作成するとともに、翌月5日を目途に隊員の活動報告書を県に提出すること。
- また、月に1回以上県と隊員の進捗管理に関する面談の機会を設定すること。

3 委託対象経費

委託業務の対象経費は『地域おこし協力隊推進要綱』に規定する隊員の活動に必要な以下の経費とし、受託者が支払うこと。経費について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議を行い、その指示に従うこと。

【対象となる経費】

- ・隊員の人件費（家賃補助等の諸手当含む）
- ・事業に係る自動車の燃料費、リース費（リース費は上限あり）
- ・業務に係る作業道具、書籍、消耗品等の経費

- ・ 事業に係る損害保険・賠償責任保険料
- ・ 本業務に関連する隊員の研修等に要する経費

【対象とならない経費】

- ・ 事業収入を伴う経費
- ・ 土地、建物の購入費
- ・ 高額な物品（備品）購入費
- ・ その他個人の資産となる経費
- ・ 受託者の管理費など、隊員の活動と直接関連の無い経費

4 隊員の遵守事項

本業務の実施にあたり、次の事項を隊員に遵守させること。

- (1) 常に健康に留意し、関係者に対し明朗かつ積極的な態度をもって円滑チームワークを形成し、互いに協力しながら勤務すること。
- (2) 内外において、常に品位ある態度を保ち、本県の名誉と信用を傷つけ、または県および受託者の不利益となるような行為をしないこと。
- (3) 活動中は、常に清潔な服装を着装するものとし、他人に不快感を与えるような過度又は特異な身だしなみをしないこと。
- (4) 活動中に業務以外の私的行為を行わないこと。
- (5) 活動中に、政治活動、宗教活動または業務に関係のない文書、図書等の配布もしくは掲示もしくは集会その他これに準ずる行為を行わないこと。
- (6) 暴行、脅迫、傷害、監禁、賭博、窃盗、器物の破損等の不法行為または喧嘩、流言その他の職場の風紀秩序を乱し、もしくは他人の業務を妨害するような行為を行わないこと。
- (7) その他、善良なる社会人としての良識に反するような行為をしないこと。

5 その他

以下の場合、県と協議の上、契約の趣旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更できるものとする。

- ・ 大規模災害の発生、感染症の大規模な流行等の不可抗力によって本業務の実施が著しく困難となったとき
- ・ 隊員が活動の取止めを申し出たとき